

## 前回の実務者会議以降のワーキンググループの検討状況

平成 26 年 1 月 24 日  
内閣官房 IT 総合戦略室

## ○ルール・普及ワーキンググループ

開催時期	概要	
平成 26 年 1 月 17 日  第 3 回WG	発表・ 説明 事項	<p>事務局から、最近の政府全体の取組として、以下の事項の報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 8 オープンデータ憲章アクションプランの概要</li> <li>・ データカタログサイト「DATA. GO. JP」試行版の概要と公開後の状況</li> </ul> <p>また、事務局から以下の事項について説明し、議論を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省ホームページの利用ルールの見直しの検討の背景・経緯</li> <li>・ 各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形（たたき台）（別添 1）</li> <li>・ ひな形の整理に向けて検討・整理が必要な事項（別添 2）</li> </ul>
	議論の ポイント	<p>主な質疑・意見としては、次のようなものがあった。</p> <p>（利用ルールひな形（たたき台）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省では個別業務のためのサイトなど、多くのサイトを構築・運用しているが、それらも対象とするのか整理が必要。</li> <li>・ ひな形（たたき台）の 1.5)③の CC ライセンスとの関係は、より分かりやすく説明できないか。</li> <li>・ この利用ルールが変更されることもありうるということを書いておく方がよい。</li> <li>・ 基本的には、府省の意見を踏まえた内容になっているのではないか。</li> <li>・ 現在のデータカタログサイト試行版ではライセンスとして CC-BY を直接適用しているが、各府省のホームページがこの利用ルールになった場合の対応をどう考えるか。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データカタログサイトの検索結果の表示など、さらに英語</li> </ul>

開催時期	概要	
		<p>化対応を進めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的なデータ作成のための体制づくりの検討が必要。その際、外部の組織との連携も考慮に入れるべきではないか。</li> <li>・ 今後は、利用促進に向けた利用者とのコミュニケーション、認知の向上が重要。</li> </ul> <p>今後の検討の進め方については、ひな形（たたき台）の文言とひな形を適用できないコンテンツについて、各府省に照会し、その結果を整理して、次回のWGで議論を行うこととなった。</p>

#### ○データ・ワーキンググループ

開催時期	概要	
<p>平成 26 年 1 月 21 日  第 4 回WG</p>	<p>発表・ 説明 事項</p>	<p>事務局から、最近の政府全体の取組として、以下の事項の報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 8 オープンデータ憲章アクションプランの概要</li> <li>・ データカタログサイト「DATA. GO. JP」試行版の概要と公開後の状況</li> </ul> <p>また、事務局から、本格版データカタログサイトの機能・運用に関し整理が必要な事項（別添 3）を説明し、総務省及び経済産業省から、その検討に参考となる取組を紹介した後、議論を行った。</p>
	<p>議論の ポイント</p>	<p>主な質疑・意見としては、次のようなものがあった。</p> <p>（データカタログサイト試行版の利用状況関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況については、アクセス元、アクセスが多いデータの分析等も、可能な限り行ってほしい。</li> <li>・ この利用規約において可能な利用方法（例えば、ミラーサイト開設、PDF データを EXCEL に作り直す等）を具体的に例示すれば、より利用が拡大するのではないか。</li> <li>・ 意見受付から回答公表までの期間をより短くするよう努力してもらいたい。</li> </ul>

開催時期	概要
	<p>(今後の改善点、利活用拡大関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタデータ項目については、試行版でも基本的には国際的標準に合っているはずだが、細部の整理や対応状況を公開することが必要。</li> <li>・データカタログによる検索性の向上と併せ、各府省において公開データを使いやすい形で出すことが重要。</li> <li>・データを出しやすくするためのツールの整備も重要。</li> <li>・総務省・経済産業省の取組について詳しく説明してもらい、それらとの連携を図るべき。</li> <li>・開発者向けサイトには、各府省データベースのAPIのカタログもあった方がよい。</li> <li>・地方公共団体への普及について、国のデータカタログに取り込むのか等も含め、検討が必要。</li> <li>・海外からの認知・評価を高めることが重要。</li> </ul> <p>今後の検討の進め方については、試行版に対する意見や総務省・経済産業省の先行事例等も踏まえ、本格版の機能・運用に関し、引き続き、次回のWGで議論を行うこととなった。</p>

以上

## 各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形（たたき台）

注：青太字部分は、各府省がそれぞれ記載する箇所。

注：赤字部分は、項目の説明(利用ルールとしての文言ではない。)

### 1. 当ホームページのコンテンツについて

当ホームページで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)～5)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。(別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。)

#### 1) 出典の表記について

①コンテンツを利用する際は出典を表記してください。出典の表記方法は以下のとおりです。

(出典表記例)

**出典:A省ホームページ(当該ページのURL)**

**出典:「〇〇動向調査」(A省)(当該ページのURL)など**

②コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行った者の名前を記載してください。また編集・加工したコンテンツを、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用しないでください。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

**「〇〇動向調査」(A省)(当該ページのURL)をもとに〇〇株式会社作成」など**

#### 2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

①コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

②コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、基本的に出典の表記等によって第三者が権利を有していることを表示・示唆していますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていない場合がありますのでご注意ください。

(→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例)[別紙に記載]

③第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

### 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

①一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

〇〇法(個別法名)に基づく〇〇(コンテンツ名)の利用に当たっての〇〇(制約内容)について  
(→該当ページにリンク)

△△法(個別法名)に基づく△△(コンテンツ名)の利用に当たっての△△(制約内容)について  
(→該当ページにリンク)

※特に記載すべき個別法令がない場合、本項目は削除してください。

### 4) 準拠法と合意管轄について

①この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

②コンテンツに関し、その利用等に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

### 5) その他

①この利用ルールは、コンテンツに関し、以下のように利用することについて、何ら承認を与えるものではありません。

(ア)法令、条例又は公序良俗に反する利用

(イ)国家・国民の安全に脅威を与える利用

②この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

③国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。

④コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

⑤国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

## 2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。

××(コンテンツ名)の利用について(→該当ページにリンク)

※個別法令に根拠のない利用制約を課して別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

※ホームページ全体についてのリンク、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項（コンテンツ利用に係るものを除く。）については、上記のコンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、各府省において自由に定められる。

## 各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形の整理 に向けて、検討・整理が必要な事項

(別添1)の各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形(たたき台)をベースに検討を行うに当たり、以下の事項について、検討・整理が必要と考えられる。

### (1) 利用ルールひな形とは別のルールを適用する必要のあるコンテンツの範囲について

利用ルール見直しのひな形(たたき台)では、CC-BYとの互換性を保ちつつ、可能な限り多くのコンテンツに本ルールが適用できるよう、文言を記載しているが、利用ルールひな形を適用できないコンテンツがある場合は、具体的かつ合理的な根拠を示すことで当該コンテンツについては利用ルールひな形とは別のルールを適用することも許容している。

実際にこの利用ルールひな形(たたき台)を各府省ホームページにおいて採用するに当たり、利用ルールひな形(たたき台)が適用できないコンテンツとしてどのようなものがあり、それはどのような根拠によるものかを具体的に整理する必要がある。

### (2) 利用ルールひな形(たたき台)の文言見直しの必要性の有無について

上記(1)の利用ルールひな形(たたき台)とは別のルールを適用する必要のあるコンテンツの範囲や根拠の具体性・合理性を確認した上で、利用ルールひな形(たたき台)の適用範囲を拡大する観点からの文言の見直しが必要かどうかを検討する必要がある。

その際には、利用ルールひな形(たたき台)がCC-BYとの互換性を保つという観点から作成されたことも考慮しつつ、検討が必要と考えられる。

なお、上記の観点のほか、より分かりやすい表現とする観点から、構成や文言の見直しを要する部分があるかどうかも検討が必要。

### (3) コンテンツの利用に制約を課す法令のうち主要なものについて

利用ルール見直しのひな形(たたき台)では、コンテンツの利用に制約を課す法令について、各府省において重要と考えるものを記載することとしているが、実際にこの利用ルールひな形(たたき台)を各府省ホームページにおいて採用するに当たり、その内容についても把握・整理しておく必要がある。

## 本格版データカタログサイトの機能・運用に関して検討が必要な事項

「世界最先端IT国家創造宣言」や「日本再興戦略」において、データカタログサイトについては、平成26年度に本格運用することとされているところ、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」において、「データカタログの在り方や機能等（メタデータの在り方を含む。）については、内閣官房、総務省、経済産業省による実証事業等における知見も踏まえつつ、実務者会議で検討する。」とされている。

データカタログサイトの本格運用に移行するに当たり、以下のような事項について、改善点や継続的な運営のための手順等の検討が必要と考えられる。

### 1. データカタログサイトの機能の在り方

検討事項	検討の進め方
①検索機能 データカタログとしてのメタデータを利用した検索機能の在り方	データカタログサイト試行版における利用者からの改善点等の意見をもとに検討する。
②サイトのユーザビリティ(使いやすさ)	データカタログサイト試行版のユーザビリティに関するアンケートの結果の分析を踏まえ、検討する。
③英語対応 試行版では英語対応ができていないメニュー（意見受付、公共データ活用事例、カタログ機能及びメタデータの一部表記等）についての英語対応	英語コンテンツの作成コストや運用の実現可能性等も踏まえ、可能な対応について検討する。
④開発者向けサイトの在り方 開発者等が、データカタログサイトで提供するデータを二次利用して、アプリ、新サービス等を開発するために必要となる情報提供等の在り方	データカタログサイト試行版の開発者向けコーナー（試行的情報提供）のアンケートの結果や、総務省・経済産業省の実証実験等で提供されている情報を踏まえつつ、在り方を検討する。

### 2. メタデータの在り方

検討事項	検討の進め方
①カタログ機能におけるメタデータ項目 データの更新頻度、継続性等のデータの特性を踏まえた、カタログ機能で利用するメタデータ項目やメタデータ項目の値の基準（半角全角、区切り文字等）	データカタログサイト試行版における利用者からの改善点等の意見（開発者向けコーナーのアンケートを含む。）や、総務省・経済産業省の実証実験等の状況等、G8各国で採用されているメタデータ項目などを踏まえ、本格



	版で採用（追加）すべきメタデータ項目や値（半角全角、区切り文字に加え、カタカナ用語やアルファベット等にも留意することとする。）の基準について検討する。
②検索キーワード（tags） メタデータ項目の検索キーワードとなる tags の値の在り方	検索キーワードについて、メタデータ項目の値の基準を踏まえ、利用者が利用しやすい（検索語として入力する可能性の高い）用語として、メタデータに登録することが望ましい検索キーワードの在り方を検討する。

### 3. APIの在り方

検討事項	検討の進め方
データカタログサイトに掲載されているメタデータの値を検索・取得する際に利用する機械向けインタフェースとして、開発者によるアプリ、新サービス等の開発など、掲載データの活用に資するAPIの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データカタログサイト試行版の開発者向けコーナー（試行的情報提供）のアンケートや、総務省の実証事業で提供されているAPIを踏まえ、APIの在り方について検討する。 （※各府省のサイトにて提供されているデータを検索・取得するためには、それぞれのサイトにて提供されているAPIの仕様に従うことになると考えられる。）</li> </ul>

### 4. 各府省データベースサイト等との横断検索や連携の在り方

検討事項	検討の進め方
データベースサイト試行版ではリンク先となっている、各府省が提供する個別データベースサイトのデータや公共データ活用事例のデータについて、データカタログサイトでの横断検索や連携のあり方とその実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データカタログの検索機能におけるリンク先データとの横断検索について、各府省データベースサイトの運用等（メタデータの共有化等）も踏まえつつ、技術的な実現可能性を検討する。</li> <li>・総務省の実証事業で提供されているAPI等を参考に、APIを活用した連携の在り方を検討する。 （※連携については、利用規約に関する検討も必要）</li> </ul>

### 5. メタデータ登録手順の検討

検討事項	検討の進め方
メタデータの在り方を踏まえ、各府省がデータカタログサイトにメタデータを効	各府省ホームページの公開データのデータカタログサイト試行版への追加・更新等を実施

率的に登録できる手順	しつつ、各府省が効率的にデータカタログサイトにメタデータを登録できる手順（業務プロセスやツール活用等）を検討する。
------------	---

以上